

恵那市病院事業の設置等に関する条例の一部改正（案）の概要

以下条例の一部の改正について検討するにあたり、パブリックコメントを募集します。

1. 条例名

恵那市病院事業の設置等に関する条例

2. 改正の概要

これまで生後4～6日の乳幼児に行っていた20種類の病気の先天性代謝異常検査の他に、早期診断により病気の予後が改善される「重症複合免疫不全症」などの7種類の疾患について、任意で追加検査が受けられるようになったため、今後市民の需要が見込まれることから、先天性代謝異常追加検査を追加します。

3. 条例改正の内容

・別表（第13条関係）利用料金に「先天性代謝異常追加検査 1回12,800円（税別）」を加える。

4. 募集期間

令和3年9月3日（金曜日）から令和3年9月24日（金曜日）まで

5. 提出方法

様式は任意です。

- (1) 表題「恵那市病院事業の設置等に関する条例」
- (2) 住所
- (3) 氏名
- (4) 電話番号
- (5) 意見

を記入し、市役所へ直接持参するか、郵送、ファクス、メールで提出してください。

- ・直接持参 地域医療課（西庁舎2階）
- ・郵送 〒509-7292（住所不要）地域医療課
- ・ファクス 0573-26-2136
- ・メール chiikiiryo@city.ena.lg.jp